

社会福祉法人キリスト者奉仕会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人キリスト者奉仕会定款第24条の規程に基づき、役員報酬の支給について定めることを目的とする。

(役員報酬の意義)

第2条 役員報酬は、法人業務を行う理事の役員に対し、勤務実態に即して支給する。

(決定機関)

第3条 理事長は、評議員会の決議を経て、役員に報酬を支給する。

(報酬)

第4条 非常勤役員への報酬は、勤務実態に応じて50,000円以上300,000円以下とする。

常勤役員への報酬は、別紙常勤職員給与規程によるものとする。

(役員就任及び退任)

第5条 役員が任期の中途において就任又は退任した場合の報酬支給については、評議員会において決定する。

(補則)

第6条 この規程に定めのない事項は、評議員会において決定する。

附則 この規程は、2006年4月1日から適用する。

この規程は、2017年4月1日一部改正。

この規程は、2018年4月1日一部改正。